

■ 聴覚障がい者と情報バリアフリー

災害時など「情報過疎」に置かれる聴覚障がい者  
「聞こえることが当たり前前」という発想の転換を

中園 秀喜 株式会社ワールドパイオニア バリアフリー・アドバイザー

国連「障がい者の権利条約」と  
情報バリアフリー

二〇〇六年十二月に全会一致で採択された国連「障がい者の権利条約」では、情報バリアフリー・ユニバーサルデザイン（以下、情報BF・UD）に関しては次のように書かれている。特に聴覚障がい者の視点で取り上げてみたい。

条約締結国は障がいのある人の人権を守るために、情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、差別する法律などがあれば撤廃すること。また、障がい者が差別なしに社会参加するために、「合理的な配慮」をする必要があることなどが書かれている。

特に、あらゆる場面へ参加する権利を平等に享受するために、情報通信（情報通信機器および情報通信システムを含む）、並びに公衆に提供される設備およびサービスに、手話なども含め、自分で



高村正彦外務大臣は2007年9月28日、国連にて、「障がい者の権利条約」に署名した（国連広報部提供）

選択した手段でアクセスするための措置を取るなどが盛り込まれている（以上、川島聡・長瀬修仮訳（2007年10月29日版）による）。

日本は、二〇〇七年九月に高村外務大臣が署名した。これを受けて政府は、批准に向けて国内法整備を内閣府・総務省・

国土交通省などが中心になって進めている。一方、民間レベルでも法改正を待たずに情報BF・UDに取り組んでいるところも増えている。

早晚、公的私的を問わず、役所、医療機関などの広報も対応を迫られていくと思われる。ただ、BF・UDという言葉は一般的に知られていないが、情報BF・UDは聞き慣れないために戸惑っている人々が多いのが現状のようである。以下に、情報BF・UDについて分かりやすく説明したい。

「バリアフリー」と  
「情報バリアフリー」の違い

一般的な「バリアフリー」は、階段をスロープ化したり、車いす用のトイレの設置や客室を改造したり等の物理的なBF・UD化を指している。

ところで私自身、耳に障がいがある。例えばホテルに一人で泊まったときに、



中園 秀喜

なかその・ひでき（ペンネーム 岩淵紀雄）／大分県生まれ。バリアフリー・アドバイザー。国土交通省、経済産業省、厚生労働省、総務省消防庁などバリアフリー・ユニバーサルデザイン関係委員、NHK『聴力障害者の時間』司会歴任。『拝啓、病院の皆様』ほか、著書多数。平成19年度「勇気ある経営大賞」、優秀賞等各種表彰受賞。

## 情報のバリア

外見ではわからず、客観的基準を作るのが困難



## 物理的バリア

メートル法等で客観的基準を作れる



歩行障がいなどは、物理的な配慮をすればほぼ不便は解消できる。一方、聴覚障がい者は各種の音声情報が入らないこと、その結果、さまざまな不利益を被ることになる。これが「情報のバリア」であり、これを解消することが情報バリアフリー・ユニバーサルデザインである。(イラスト：聴覚障がいにかかわる総合情報誌『いくお〜』提供)

非常ベルの音や館内放送が聞こえないのである。聴覚障がい者の中には火災警報が鳴っても気づかず、命を落としかねないという危険がある。

ふだんの生活でも街を歩いている、病院や銀行の窓口で名前を呼ばれても気づかない、もちろん行政の広報車等のアウンスも聞こえないなど、日常生活で不便を感じている。

移動に障がいがある場合は、物理的な配慮をすればほぼ不便は解消できる。一方、聴覚障がい者は各種の音声情報が入ら

ないこと、その結果、さまざまな不利益を被る。これが「情報のバリア」であり、これを解消することが情報B・F・U・Dである。

聴覚障がい者が不便を感じる「基準」は、肢体障がい者とは違うというのを認識していただきたい。光や振動、文字で伝えるといった工夫が必要になる。

コミュニケーション、情報保障、通信、テレビなど「メートル法で図れない部分」の問題は包括的に情報バリアフリー法にまとめて、整理していくか、別枠で検討する必要がある。

### 【ふだんの生活での不便さ】

家庭ではドアチャイムや非常ベルの音が聞こえない、テレビ番組を楽しめないなどの不便さがある。施設や交通機関を利用する上でも、車内、館内放送が聞こえないなどの問題が山積している。二〇〇五年に政府が実施した障害者施策総合調査を見ても、役所、交番、救急、消防等の行政サービス施設や窓口でのコミュニケーションが困難という人が五二%以上である。

### 【災害時の不便さ】

一九九五年、四千人以上の犠牲者を出した阪神・淡路大震災では、数百人の聴覚障がい者が被災し、テレビが見られず被害状況がつかめなかったり、飲料水や食料配給などの生活情報が入らなかったりした。

九九年、茨城県東海村で起きた核燃料の臨界事故の場合、当時の報道によれば、村が屋内待避を住民に呼びかけた際、防災無線を使っただけで、圏内にすむ聴覚障がい者を訪問したり、ファクスで情報を伝えたりするなどの対応策は取らなかったという。命にかかわる恐れのある重大な情報が伝わっていない聴覚障がい者がいたのだ。

〇五年、関東を襲った大型台風十四号の影響で発生した記録的豪雨の場合、杉並区では浸水四百軒、一部で停電、避難。私の住んでいる中野区でも、大雨・洪水による被害が続出、妻の実家も床下浸水に。まもなく、中野区など三区の広範囲で停電になった。この記録的豪雨は、聴覚障がい者への情報伝達面でさまざまな課題を残した。

妻の話では、区の広報車が繰り返し地域住民に避難勧告をしていたそうだ。私は聴者の情報で分かったのですが、特に、独り暮らしの聴覚障がい者などどのようにして情報を得ればいいのか。同障者のSさんも帰宅途中に、川の水が氾濫していたそうである。本人には広報車の避難勧告は届かなかったのである。

火災の問題もある。一九八五年以降、聴覚障がい者だけで百五十六人以上の火災被災者が判明している。その報告を受けてか、総務省消防庁は二〇〇六年より一般家庭に火災報知器の設置を義務づけた「住警器等規格省令」(平成十七年総務省省令第十一号)の付帯事項に、よう

やく「閃光（ストロボ）などで知らせるのが望ましい」という一文を入れた。しかし、高額なうえに、賃貸住宅などでは持ち主の許可なしには取り付けできない、などの問題があり、普及は今一つである。加えて、周りの火災などを知る方法はほとんどないのが現状である。

大規模な災害が起きれば、避難所に集まる。そこでは「これから食事を配ります」などの情報を口頭またはマイクを活用して伝える。だが、聴覚障がい者にはその情報も届かない。このように、災害などが発生することに聴覚障がい者はいつも「情報過疎」に置かれている。

**情報バリアフリーの目的**  
**——情報を平等・公平に**

重度の視覚障がい者には「墨字」で書かれた文字情報も「情報のバリア」になる。逆にいうと「声の広報」が必要になる。手話を言語とする聴覚障がい者には手話付きの案内、文字を好む聴覚障がい者には文字情報がつくことよって「情報は公平」になる。

二〇〇二年に政府は「障害者基本計画」を発表し、この中でも情報BF・UDの必要性を明記している。これを受けてか、自治体の中には館内の広報テレビ映像に手話通訳をつけるところも増えている。しかし、一般のテレビを通じた広報番組で字幕や手話付きはゼロ同然である。しかし、国連「障がい者の権利条約」に署名している以上、政府が率先してや

らないといけないと思う。

**情報BF・UDが遅れている理由**  
**——外見上見えにくい障がい**

聴覚障がい者は情報が入らない、入りにくいという「情報のバリア」のために、社会参加が困難となっている。聴覚障がい者への対策が軽視されているのは、外見上、障がいが見えないため、周りの人は何に困って、どうしてほしいのか、なかなか理解できないためだろうか。

とりわけ、聴覚障がい者に対しては「見て分かる」などの配慮が必要になる。

**【必要な対策や備え】**

聴覚障がい者には次のような対策が必要だ。

- 1、テレビ放送には手話や字幕をつけること
- 2、館内放送は文字で流すこと
- 3、火災報知機にはストロボライトをつけること
- 4、受付、窓口では筆談をまめに行うこと
- 5、呼び出しなどは光、振動、文字などで分かるようにすること

**【効果を上げている対策事例】**

●文字・字幕放送

米国に行くと、ニュースの生放送はもちろん、CMまで字幕がついている。これは聴覚障がい者だけでなく、英語以外の言語圏から来た人々にも役立つ。ちなみに米国ではADA（障がいを持つ米



①メール対応型電光文字表示機……パソコンや携帯電話からメール送信することで、いつでも、どこからでも、どこへでも、文章の書き換えができる。窓口や店頭、ホテル・旅館、役所などで活用されている

②リモコン型電光文字表示機……あらかじめ登録した、1文例70文字までの16文例を、ボタン一つで呼び出すことができる。例えば受付で、「しばらくお待ちください」「只今の待ち時間は10分です」、災害時は「火災発生、避難せよ」など

③ホーン付きストロボ補助警報器……火災警報を強力なストロボライトの光と大音量の警報音の両方で知らせる。

④呼びだし器……無線・双方向振動・光呼出器。窓口で、名前を呼ぶ代わりに、振動や光で知らせる。ボタンでお互いに「呼び出し」「合図（応答）」ができる。

⑤簡易筆談器……紙とペンを使わず、しかもインクを使わず磁気で書くボードなので手が汚れない。書いた文字はボタン一つで消去。内容が消えるのでプライバシーの保護にもなる。窓口での筆談に活躍している

⑥遠隔対面会話機……ホテル・旅館などで使用している情報ツール。あらかじめ画面に用意されている文言をタッチするだけでコミュニケーションが可能

国民法)により、13インチ以上のテレビは字幕が見られるように義務づけられている。

翻って、日本の場合、生放送などで字幕は義務ではないが、日本の高度な技術からすれば、ある程度実現は可能である。訓練を受けたアナウンサーの声は九八%以上の正確さで字幕に変換できる。

●電光文字表示機

窓口で活用するものもある。「メール対応型電光文字表示機」(11前ページ写真①)は「必要な文字情報を」「どこからでも」「どこへでも」「パソコンや携帯電話からメールで」送れるのが最大の特徴である。広報車には全天候型の「メール対応型電光文字表示機」を加えたらよい(ただし、法的な制約もあり、現状では表示できるのは静止文字のみ)。

余震の時は二秒以内に文字情報を送信可能な「リモコン型電光文字表示機」(同②)のほうが役立つ。こちらの機種は十六文例(一文例七十文字まで)以内であれば、リモコン感覚で事前登録した文字情報を送信できるので、パソコンが不得意な人にも便利である。

いずれの機種も火災報知機と連動させると火災情報が優先的に文字で伝えられる。さらに、英語にも対応しているので、日本語が理解できない外国人にもよはずである。

●ホーン付きストロボ補助警報器(同③)

聴覚障がい者には火災警報を光(ストロボ)で伝えることが大切である。この機種は移報接点のついている火災報知機

にはそのままつけられるので、新たに工事をする必要性が少ない。安い費用で取り付けられるのが最大の利点である。

●呼びだし器(同④)

無線・双方向振動・光呼出器。医療機関、銀行、役所、保健所の窓口などで、名前を呼ぶ代わりに振動や光で知らせるもの。一〇〇メートルの範囲であればどこからでも呼び出しが可能だ。他の機種と違う点は、相手からの返事が光や振動で分かる点である。

●簡易筆談器(同⑤)

窓口などでのコミュニケーションや情報保障に使用する。この機種は紙とペンを使用せず、繰り返し使えるので、地球の温暖化防止にも役立つエコ商品だ。

●遠隔対面会話機(同⑥)

ホテル・旅館などで使用している情報ツール。あらかじめ画面に用意されている文言をタッチするだけでコミュニケーションが可能。ラン回線があればどこでも使える。人手の少ない交番などにはお勧めだ。

これらの機器は、多くの自治体の聴覚障がい者情報センター、警察署(交番)、空港、医療機関、役所などで導入するところが増えている。

聴者にも優しい

情報バリアフリー機器

暴風雨を伴う台風時や工場などの騒音下では、聴者も防災放送や広報車の放送は聞こえない場合が多い。このような環

境では、先述した「メール対応型電光文字表示機」が役立つ。聴覚障がい者に便利なことは、聴者にも優しいはずである。

それから最近是不景気で、どの自治体も「予算なし」を理由になかなか配慮が進んでいない。今の論理では「少数者はどうなっても構わない」というのと同じだ。人権意識が高まった今では、損害賠償のほ

うが高くつくことを認識するべきだ。予算上の問題があるなら、とりあえず、役所の窓口「簡易筆談器」と「メール対応型電光文字表示機」が各一台以上あるとよい。これらの機器は携帯性に優れているので、ふだんは通常の業務で使用し、大規模な災害時は避難所などに持ち込んで使える。

なお、「リモコン型電光文字表示機」「メール対応型電光文字表示機」「簡易筆談器」は、「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」の情報バリアフリー助成金が活用できるので、公的機関は都道府県の担当課に問い合わせるとよい。

さらに階段をスロープ化するのには一か所につき一千万円以上が必要だが、聴覚障がい者関係の機器は一か所につき四十万円程度ですむ。聴覚障がい者にも「情報は平等に、公平に」提供していただきたいものである。

配慮することは人々の負担を軽くし

経済的にもプラスになる

人間は、だれでも加齢すると目・足などに不便を感じていく。耳も同様であ

る。社会参加に不安を感じることはないよう、さまざまな人々に配慮することは、本人の不安を解消するだけでなく、官公庁・企業・施設・公共交通機関で働く人々の負担を軽くすることにも役立つ。配慮することは社会的、精神的、経済的にもプラスになる。

日本は高齢社会。六十五歳以上の高齢者は今、二千二百五十万人以上。二十五年後には三千五百万人以上に増加するといわれている。日本には軽度の難聴者も含めると約六百万人以上の聴覚障がい者がいる。五十年後には八百万人以上に増加すると予想されている。読者の皆さんも「明日は我が身」かもしれない。

「聞こえることが当たり前」という発想を転換することが物事の解決の出発点になる。情報BF・UD化は、ほかならぬ自分の問題であるという意識を持つて具体的な施策や製品化の実現を進めていきたい。大切なことは「ありのままの姿」で社会参加できるようにすること。そのような社会をつくるのは、障がいがあるとなかろうと、その社会にいてすべての人々の責任ではないだろうか。

※お断り  
本稿では官庁用語以外は原則として「障がい者」とした。理由としては一般的に使われている「障害」はマイナスなイメージがあるためである。障がい者になったのは本人の責任ではなく、障がいはいは周囲の環境との関わりから生じるものだからだ。  
さらに、聞こえる人は聴者と統一した。広辞苑では2008年度版に初出する用語である。